

安全データシート

作成・改定日

2019年8月19日

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	HI-LOCK L-72 (嫌気性接着剤)
会社名	東邦化成工業株式会社
担当部門	技術部
住所	〒171-0033 東京都豊島区高田2-1-12
電話番号	03-3988-3366
FAX番号	03-3985-6975

2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康に対する有害性	皮膚腐食性・刺激性 眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性 皮膚感作性	区分2 区分2 区分1
-----------	--	-------------------

\*記載が無い危険有害性は、区分外、分類対象外、又は分類できないである。

ラベル要素  
絵表示又はシンボル



注意喚起語

警告

危険有害性情報

皮膚刺激。  
強い眼刺激。  
アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ。

注意書き  
[安全対策]

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
使用前に取扱説明書を入手すること。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。  
個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。  
保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。  
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。  
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。  
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
取扱い後はよく手を洗うこと。  
環境への放出を避けること。

[応急処置]

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚(又は毛髪)に付着した場合

多量の水と石鹸で洗うこと。  
直ちに汚染された保護衣を脱ぐこと。  
保護衣を再使用する場合には洗濯をすること。

眼に入った場合

水で数分間、注意深く洗うこと。  
コンタクトレンズを容易に外せる場合は外して洗うこと。

飲み込んだ場合

直ちに医師の診断、手当を受けること。



ばく露又はその懸念がある場合

医師の診断、手当を受けること。

[保管]

容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。

[廃棄]

内容物や容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

### 3. 組成・成分情報

単一物質、混合物の区別

混合物

化学名

オリゴエステルアクリレート

成分	含有量(%)	化審法	CAS No.
メタクリル酸化合物	85~95	(2)-1044	868-77-9
増粘剤	1~10	記載あり	記載あり
硬化促進剤	0.1~1	記載あり	記載あり
硬化剤	0.1~1	(3)-1014	80-15-9

### 4. 応急処置

吸入した場合

被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
気分が悪い時は医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

汚染された衣類を脱ぐこと。  
皮膚を速やかに多量の水と石鹼で洗うこと。  
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。  
汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。

眼に入った場合

水で数分間、注意深く洗うこと。  
コンタクトレンズを容易に外せる場合は外して洗うこと。  
眼の刺激が持続する場合は医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。  
直ちに医師の診断、手当てを受けること。

### 5. 火災時の措置

消火剤

泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂

使ってはならない消火剤

棒状水

火災時の特定の危険有害性

熱、火花、及び火炎で発火するおそれがある。  
激しく加熱すると燃焼する。  
火災によって刺激性、毒性又は腐食性のガスを発生するおそれがある。

特定の消火方法

火元への燃焼源を遮断する。  
危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。  
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。  
火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。

### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項  
保護具及び緊急時措置

関係者以外の立ち入りを禁止する。  
作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、  
眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。  
適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れては  
いけない。  
密閉された場所に立ち入る時は、事前に換気する。

消火を行う者の保護  
(保護具等)

消火作業は風上から行い、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。



環境に対する注意事項

河川等に排出され環境へ影響を起こさないように注意する。

回収、中和  
(封じ込め及び浄化の方法・機材)

乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収し、後で廃棄処理をする。  
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し安全な場所に導いて回収する。

二次災害の防止策

周辺の発火源を速やかに取り除く。  
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

## 7. 取扱及び保管上の注意

[取扱]  
技術的な対策  
(取扱者のばく露防止、火災爆発の防止など)

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気・全体換気

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。

安全取扱い注意事項

使用前に取扱説明書を入手すること。  
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。  
眼や皮膚への接触を避けること。  
粉塵、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
飲み込まないこと。  
取扱い後はよく手を洗うこと。  
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。  
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

接触回避

「10. 安定性及び反応性」を参照。

[保管]  
技術的対策

保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

保管条件

酸化剤から離して保管すること。  
容器は直射日光や火気を避け、密閉して換気の良い冷暗所で施錠して保管すること。

混触危険物質

「10. 安定性及び反応性」を参照。

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度

設定されていない

許容濃度  
(ばく露限界値、生物学的ばく露指標)  
日本産業衛生学会  
ACGIH

設定されていない  
設定されていない

設備対策

この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。  
空気中の濃度をばく露限度以下に保つため排気用の換気を行なうこと。

[保護具]  
呼吸器の保護具

適切な呼吸器保護具を着用すること。

手の保護具

適切な保護手袋を着用すること。

眼の保護具

適切な眼の保護具・保護眼鏡(普通眼鏡型・側板付き普通眼鏡型・ゴーグル型等)を着用すること。

皮膚及び身体の保護具

適切な顔面用の保護具を着用すること。



衛生対策

取扱い後はよく手を洗うこと。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など	褐色透明液体
臭い	特異臭
pH	データなし
融点・凝固点	データなし
沸点	データなし
引火点	データなし(メタクリル酸化合物:97°C)
爆発範囲	データなし
蒸気圧	データなし
蒸気密度(空気 = 1)	データなし
比重(密度)	1.0~1.2
溶解度	トルエン、キシレン、エーテル、エステルに可溶
オクタノール/水分配係数	データなし
自然発火温度	データなし
分解温度	データなし

## 10. 安定性及び反応性

安定性	通常取扱いにおいては安定である。
危険有害反応可能性	データなし。
避けるべき条件	データなし。
混触危険物質	データなし。
危険有害な分解生成物	データなし。

## 11. 有害性情報

皮膚腐食性・刺激性	区分2 皮膚区分1の成分の合計:<1%、区分外に該当 皮膚区分2の成分の合計:≥10%、区分2に該当 皮膚区分3の成分の合計:<10%、区分外に該当 (10×皮膚区分1)+皮膚区分2:≥10%、区分2に該当 (10×皮膚区分1)+皮膚区分2+皮膚区分3: ≥10%、区分3に該当 以上の結果から危険性が一番高い「区分2」とした。
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2 眼区分1または皮膚区分1の成分の合計:<1%、区分外に該当 眼区分2または2Aの成分の合計:≥10%、区分2に該当 (10×眼区分1)+(眼区分2または2A):≥10%、区分2に該当 眼区分1+皮膚区分1:<1%、区分外に該当 10×(眼区分1+皮膚区分1)+(眼区分2Aまたは2B): ≥10%、区分2に該当 以上の結果から危険性が一番高い「区分2」とした。



皮膚感作性

区分1  
区分1,1A1Bの成分の合計:  $\geq 1\%$ 、区分1に該当  
この結果から「区分1」とした。

## 12. 環境影響情報

水生環境急性有害性

区分外  
急性区分1 $\times$ M(毒性乗率):  $< 25\%$ 、区分外に該当  
(M $\times 10 \times$ 急性区分1)+急性区分2:  $< 25\%$ 、区分外に該当  
(M $\times 100 \times$ 急性区分1)+(10 $\times$ 急性区分2)+急性区分3:  
 $< 25\%$ 、区分外に該当  
以上の結果から「区分外」とした。

水生環境慢性有害性

区分外  
慢性区分1 $\times$ M(毒性乗率):  $< 25\%$ 、区分外に該当  
(M $\times 10 \times$ 慢性区分1)+慢性区分2:  $< 25\%$ 、区分外に該当  
(M $\times 100 \times$ 慢性区分1)+(10 $\times$ 慢性区分2)+慢性区分3:  
 $< 25\%$ 、区分外に該当  
慢性区分1+慢性区分2+慢性区分3+慢性区分4:  
 $< 25\%$ 、区分外に該当  
以上の結果から「区分外」とした。

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。  
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。  
廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。  
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。

汚染容器及び包装

容器は関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。  
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後、産業廃棄物処理業者に委託する。

## 14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報: 非該当  
航空規制情報: 非該当  
UN No.: 非該当

国内規制

陸上規制情報: 消防法の規定に従う。  
海上規制情報: 非該当  
航空規制情報: 非該当  
国連番号: 非該当

特別の安全対策

危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。  
危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。  
移送時にイエローカードの保持が必要。  
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。  
重量物を上積みしない。

## 15. 適用法令

労働基準法  
(メタクリル酸化合物)

感作性を有するもの(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号、平8労基局長通達、基発第182号)  
疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

消防法

第4類引火性液体、第三石油類水溶性液体(法第2条第7項危険物別表第1・第4類)

## 16. その他の情報

### 注意

この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。  
記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、安全性を保障するものではありませんので、取扱いには十分な注意をお願いします。